## 議案第204号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例(平成13年さいたま市条例第259号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正	三後			改正前					
別表(第	93条関係)			別	別表(第3条関係)					
	► III 44-/4-		占用料			⊢ Ⅲ #/m / the		占用料		
	占用物件	単位	金額			占用物件	単位	金額		
法第	第1種電柱	1本に	1,700円		法第	第1種電柱	1本に	1, 400円		
3 2	第2種電柱	つき 1	2,600円		3 2	第2種電柱	つき1	2, 100円		
条第	第3種電柱	年	3, 500円		条第	第3種電柱	年	2, 900円		
1項第1	第1種電話柱		1, 500円		1項	第1種電話柱		1,200円		
<sub> </sub>	第2種電話柱		2, 400円		第1 号に	第2種電話柱		2,000円		
	第3種電話柱		3, 300円		掲げ	第3種電話柱		2,700円		
る工	その他の柱類		150円		るエ	その他の柱類		120円		
作物	共架電線その他	長さ1	15円		作物	共架電線その他	長さ1	12円		
	上空に設ける線	メート				上空に設ける線	メート			
	類	ルにつ				類	ルにつ			
	地下に設ける電	き1年	9円			地下に設ける電	き1年	<u>7円</u>		
	線その他の線類					線その他の線類				
	路上に設ける変	1個に	1, 500円			路上に設ける変	1個に	1, 200円		
	圧器	つき 1				圧器	つき1			
		年					年	5.5.0 H		
	地下に設ける変	占用面	890円			地下に設ける変	占用面	750円		
	圧器	積1平				圧器	積1平			
		カメー トルに					カメー トルに			
		つき1					つき1			

Ì		年			1	年	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	+ 1個に つき1 年	3,000円		変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個に つき1	2,500円
	郵便差出箱及び 信書便差出箱	4-	1,300円		郵便差出箱及び 信書便差出箱	- '	1,000円
	広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	8,500円		広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	8,800円
	その他のもの	占用面 積1平 方メー トル さ1 年	3,000円		その他のもの	占用面 積1平 方メルに つき1 年	2, 500円
法第 32 条第	外径が 0.07 メートル未満の もの	長さ1 メート ルにつ	63円	法 3 条		' ' -	73円
1項 第2 号に 掲げ		き1年	<u>89円</u>	1 第 第 号 程	2 メートル以上 0 こ 1メートル未 ず 満のもの		100円
る物件	外径が0.1メ ートル以上0. 15メートル未 満のもの		140円		<ul><li>外径が0.1メートル以上0.</li><li>15メートル未満のもの</li></ul>		160円
	外径が0.15 メートル以上0 .2メートル未 満のもの		180円		外径が0.15 メートル以上0 .2メートル未 満のもの		210円
	外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未満 のもの		270円		外径が0.2メ ートル以上0. 3メートル未満 のもの		310円
	外径が 0.3メ ートル以上 0. 4メートル未満 のもの		360円		外径が0.3メ ートル以上0. 4メートル未満 のもの		420円
	外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未満 のもの		630円		外径が0.4メ ートル以上0. 7メートル未満 のもの		730円
	外径が 0. 7メ ートル以上 1メ ートル未満のも		890円		外径が0.7メ ートル以上1メ ートル未満のも の		1,000円

	外径が	1メート のもの		1,800円
	3 2 条第	1項第3 に掲げる	占用面 積1平 方メー	3,000円
法第 32 条第	地下街 及び地 下室	階数が 1 のもの	トルに つき 1 年	Aに <u>0.00</u> <u>5</u> を乗じて得 た額
1項第5		階数が 2 のもの		Aに <u>0.00</u> <u>8</u> を乗じて得 た額
掲げる施設		階数が3 以上のも の		Aに <u>0.01</u> を乗じて得た 額
	上空に記 路	没ける通		4,300円
	地下に記路	没ける通		[略]
	その他の	りもの		<u>3,000円</u>
法第 32 条第		縁日その しに際し、 こ設けろ	占用面 積1平 方メー	85円
1項	もの	-px() 0	トルに	
第6 号に			つき 1 日	
掲げ る施 設	その他の	のもの	占用面 積1平 方メー	850円
			ルに つき1 月	
法施		一時的に 設けるも の		850円
(昭 和 2	ものを 除く。		トルに つき 1	
7年	)		月	
政令 第4 79		その他のもの	表示面 積1平 方メー	8,500円
号。			ルルに つき1	
以下	1		年	
以下「令				
以下 「令 」と いう。	標識		1本に つき1	2,400円
以「」い)		<b>叙</b> 51	1本に つき1 年	
以「」い)	標識旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに	1本に つき1 年 1本に つき1	2,400円

	外径がゴル以上の	1 メート りもの		2, 100円
	3 2 条第	1項第3 に掲げる	占用面 積1平 方メー	2,500円
法3条1第号掲第2第項5にげ	地下街 及び地 下室	階数が1 のもの 階数が2 のもの 階数が3	トルに つき 1 年	Aに <u>0.00</u> <u>4</u> を乗じて得 た額 Aに <u>0.00</u> <u>6</u> を乗じて得 た額 Aに0.00
る施設	路	以上のも の 设ける通		8を乗じて得た額 4,400円
	地下に記路 その他の	设ける通  ひもの		[略] 2,500円
法 3 条 1 第 6 に	祭礼、約 他の催し	家日その しに際し、 こ設ける	占積1メルさ1 日	<u>88円</u>
掲げる施設	その他の	のもの	占積1メルさ 用エーに1	<u>880円</u>
(昭 和2 7年	アーチ	一時的に 設けるも の	1	880円
政第7号以「令4分子」		その他の もの	表 積 1 ト つ 年	8,800円
」と いう。 )第	標識		1本に つき1 年	2,000円
7条 第1 号に	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに	つき1	<u>88円</u>

掲げ る物 件	幕( <sup>4</sup> 第 4 <sup>-</sup> に掲 る工 用施	である もの。 除く。 )	アー		令第7条第 る工作物		令第7条第 る工事用施 第5号に掲 材料	令第7条第 る仮設建築 第7号に掲		
5 0円	35円	50円	0円	0円	0円	03 て得	50円	) 0円		02 Cて得
8 5	8	8 5		3 0	0 0		8 5	3 0	乗じ	乗じ
				4,	3,					
1本に つき1 月		そ 積 方 ト ル き り ル き り り り り り り り り り り り り り り り	1基に つき1 月		占積 方 ト つ 年		占用面 積1平 方メー トルに	つき 1 月	占積 方トつ年	
し、一 的に設 るもの の他の の	その他 催しに し、一 的に設	の他の の	するも	の他の の	こ掲げ	こ掲げ	び同条 工事用	び同条	道路の á該路 でを除	けるも
版 に そ	E F の	`	迷り		2 号	3 号	设及	为及	い ( )地	設
		である もの く。 )	アーチ		7 条第 2 作物	7条第3 <sub>设</sub>	7条第4 事用施設 号に掲げ	7条第6 没建築物 号に掲げ	トン高架 路面下 。 の も	上空にの
掲げ る物 件					令第る工作	令第 る施記	る工具	る仮 第 7 -	第8 号に	設

掲げる件	第4号 にる 用施設	際時けそも 祭日の際時けといいる他、のし、にものの 礼そ催し的る	つ月 そ積 方 り の 1 り ル り り り り り り り り り り り り り り り り り		<u>880円</u> <u>88円</u>
	である ものを 除く。 )	その他の もの	そ 積 1 エ カ ト ル に り カ 月		880円
	アーチ	車道を横 断するも の その他の もの			800円
令第る工作		号に掲げ	占用 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2,	500円
るエ	事用施設	号に掲げ 及び同条 る工事用	占用面 積1平 方メー トルに		880円
る仮記		号に掲げ 及び同条 る施設	つき 1 月		250円

	地下( 階数が 1 のも ルンネ 1 の		Aに0.00 5を乗じて得 た額 Aに0.00 8を乗じて得 た額 Aに0.01 を乗び Aに0.03 4を頼 た額				
令7第号掲る設第条9にげ施	建築物 その他のもの	占積方トつ年面平一に1	I —	令7第号掲る設び同第0にげ施及自車車第条9にげ施並に条1号掲る設び動駐場	建築物	積1平 方メー	Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得 た額 Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得 た額
令7第0にげ施及自車車第条1号掲る設び動駐場	建築物 その他のもの		Aに0.02 4を乗じて得 た額 Aに0.00 9を乗じて得 た額				
令7第1 にげ応 仮第条1号 掲る急 設	は高架の道路の 路面下に設ける もの 上空に設けるも の		Aに <u>0. 01</u> 3を乗じて得た額 Aに0. 024を乗じて得た額 Aに <u>0. 03</u>	7第1にげ応条1号掲る急	上空、トンネル の上又は高架の 道路の路面下に 設けるもの		Aに <u>0.01</u> <u>1</u> を乗じて得 た額

建築 物 令第7条第12号に掲 げる器具	4を乗じて得た額 Aに <u>0.03</u> 4を乗じて得た額
令第7条トンネル第13号の上又は自動車専用道路施設高架のものに限るのに路面下に設めるもの	Aに0.01 3を乗じて得 た額
上空に設 けるもの その他の もの	Aに0.02 4を乗じて得 た額 Aに0.03 4を乗じて得 た額

## 備考

 $1 \sim 5$  「略]

- 6 占用料の計算方法は、次に掲げるところによる。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 占用面積及び表示面積が<u>0.01平方メートル</u>未満のもの<u>又は</u>占用面積及び表示面積<u>に0.01平方メートル未満の端数があるものについては、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて</u>計算するものとする。
  - (4) 占用の長さが<u>0.01メートル</u>未満のもの<u>又は</u>占用の長さ<u>に0.01メートル</u>未満の端数があるものについては、<u>その全長又はその端数の長さを切り捨てて</u>計算するものとする。
  - (5) (6) [略]

建築物	<u>5</u> を乗じて得 た額
令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.02</u> <u>5</u> を乗じて得 た額

## 備考

 $1 \sim 5$  「略]

- 6 占用料の計算方法は、次に掲げるところに よる。
  - (1) (2) 「略]
  - (3) 占用面積及び表示面積が<u>1平方メートル</u>未満のものは1平方メートルとし、占用面積及び表示面積が1平方メートルを超え1平方メートル未満の端数のあるものについては、小数点以下2位の端数を小数点以下1位に切り上げて計算するものとする。
  - (4) 占用の長さが<u>1メートル</u>未満のもの<u>は1</u> メートルとし、占用の長さが1メートルを 超え1メートル未満の端数があるものについては、小数点以下2位の端数を小数点以下1位に切り上げて計算するものとする。
  - (5) (6) 「略]

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、 同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。